

[1] 出願

1 募集定員

全日制・普通科 80名

(1) 特色選抜

募集定員80名の40%程度とする。

(2) 一般選抜

募集定員80名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 通学区域

通学区域は、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示す「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とし、特色選抜への出願資格については、(3)の条件も満たす者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

③ 文部科学大臣の指定した者

④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(3) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

4 出願方法

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

6 出願期間

令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を

同封の上、令和6年2月8日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。別記様式共通1号）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ③ 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記（1）以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 特色選抜志願理由書（上記(1)③に同じ）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ③ 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、「3 出願資格」の「(2)中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。
- ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（別記様式共通4号の1）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（別記様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。
郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。
郵送の場合には、2月16日(金)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

9 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの出願については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」によるものとする。

10 願書受付

- (1) 出願書類受け付け完了後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

- (1) 志願者は、令和6年2月9日(金)から2月14日(水)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。
- (2) 受付時間は、出願の場合と同じである。
ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。
- (3) 出願先変更の手続きについては、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」によるものとする。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（別記様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（別記様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 調査書

- (1) 「受験番号」の欄は、中学校において記入する。
- (2) その他の記入については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」によるものとする。

〔2〕入学者選抜

1 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、さらに作文または実技（以下「特色検査」という。）の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

○志願してほしい生徒像

- ・ A型（学 業）国公立大学試験等の上級試験に挑戦し、将来のいわき市をリードする有為な人材として活躍できる者
- ・ B型（部 活 動 等）クラス活動はもちろん、既存の部活動や委員会活動に積極的に取り組み、同学年は元より先輩や後輩達と、望ましい活動ができる者
出願対象の部活動は、柔道部・ハンドボール部とする。
- ・ C型（リーダー性）自己有用感を有し、相手の気持ちを理解し、誰とでも望ましい人間関係を築くことが出来て、自分と周囲の命の大切さを遵守できる者

① 学力検査

学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）とし、各教科の満点を50点、合計250点満点とする。検査時間はそれぞれ50分とする。

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 特色選抜志願理由書

本校への志願動機及び将来への抱負・高校生活で特に学びたいこと等について本校所定用紙の指示に従い、本人が記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として評価する。なお、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に判断して点数化する。合計190点満点とする。

④ 特色面接

集団面接を実施する。学びに向かう力や自己表現する力をみる。面接については、50点満点とする。

⑤ 作 文

志願してほしい生徒像A型及びC型の志願者については作文を実施する。あるテーマについて、400～600字で自分の考えをまとめる。作文については、60点満点とする。

⑥ 実 技

志願してほしい生徒像B型の志願者については実技を実施する。実技については、基本的運動能力について検査する。実技については、60点満点とする。

⑦ 選抜資料の満点

全体の満点は、全型550点とする。

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び学力検査の成績、一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）とし、各教科の満点を50点、合計

250点満点とする。検査時間はそれぞれ50分とする。

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として評価する。なお、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に判断して点数化する。合計250点満点とする。

③ 一般面接

集団面接を実施する。面接については、段階評価する。

※ 特色選抜と一般選抜の両方に出願している志願者については、特色面接において一般面接の内容を含めて実施する。

2 学力検査・特色面接・一般面接・特色選抜に係る作文・実技試験の日時及び会場

学力検査

(1) 日 時 令和6年3月5日(火) 午前9時～午後3時10分

(2) 日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国 語	休	数 学	休	外国語 (英 語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

(3) 会 場 福島県立好間高等学校

(4) 持ち物 受験票、上ばき、下足を入れる袋、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)

(5) その他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まない。
志願者は、学力検査当日午前8時30分までに本校受験者控室(受付場所:生徒昇降口)に集合する。

特色面接・一般面接

(1) 日 時 令和6年3月6日(水) 午前9時～

(2) 会 場 福島県立好間高等学校

(3) その他 面接の日程及び持ち物等については、学力検査終了後に志願者本人に書面にて連絡する。
志願者は、当日午前8時30分までに本校受験者控室(受付場所:生徒昇降口)に集合する。

特色検査(作文または実技試験)

(1) 日 時 令和6年3月7日(木) 午前9時～

(2) 会 場 福島県立好間高等学校

(3) その他 当日の準備物等については出願時に書面にて通知する。
特色選抜志願者は、当日午前8時30分までに本校受験者控室(受付場所:生徒昇降口)に集合する。

3 合格者発表

(1) 令和6年3月14日(木)正午以降に本校で発表する。

(2) 合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。その際、合格通知書及び関係書類を原則として当日午後4時までに受領すること。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

4 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

(1) 追検査の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議して判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込み者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（別記様式共通14号）を令和6年3月7日（木）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込み者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(4) 追検査等の日時、日程及び会場

- ① 学力検査の日時 令和6年3月11日（月） 午前9時～午後2時45分

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国 語	休	数 学	休	外国語 (英 語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

- ② 一般面接の日時 令和6年3月11日（月） 午後3時10分～

14:45	15:10
休	一般面接
(25分)	

- ③ 特色検査の日時 令和6年3月12日（火） 午前9時～午前9時50分

- ④ 特色面接の日時 令和6年3月12日（火） 午前10時10分～

9:00	10:10	
特色検査（作文・実技）	休	特色面接

※ 追検査を受験する志願者は、検査当日午前8時30分までに本校受験者控室（受付場所：生徒昇降口）に集合する。なお、学力検査の途中の教科から受験する志願者は、当日受験する教科の開始時間30分前までに本校受験者控室（受付場所：生徒昇降口）に集合する。

※ 3月11日に一般面接のみを受験する志願者は当日午後2時40分までに本校受験者控室（受付場所：生徒

昇降口)に集合する。

※ 3月12日に特色面接のみを受験する志願者は当日午前9時40分までに本校受験者控室(受付場所:生徒昇降口)に集合する。

⑤ 会 場 福島県立好間高等学校

5 東日本大震災により避難している生徒等及び避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の出願

「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めにより対応するので、本校へ問い合わせること。

6 障がい等のある志願者に対する配慮

「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めにより対応するので、本校へ問い合わせること。

7 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書(別記様式共通16号)を令和6年3月7日(木)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意志連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、この要項に示した「[2] 入学者選抜」の「4 追検査等の実施」の「(3) 追検査等受験の手続き」(6ページ参照)に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(3) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(別記様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(4) 入学に関する事前指導、入学式の日程及び入学後の経費等については、合格者発表当日に文書にて通知する。

※ 本要項に記載のない内容については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めにより対応する。